

道路掘削工事に係る舗装復旧基準

この基準は、八戸市が管理する道路（市道及び認定外道路）において、道路の掘削を伴う工事の舗装復旧に係る一般的事項を定めるものである。

1. 総則

舗装復旧は、道路法施行令（第15条 道路の復旧の方法に関する基準）及び、道路法施行規則（第4条の4の4 道路を掘削する場合における工事実施の方法、第4条の4の7 埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分）に定めるものの他、下記のとおり行うものとする。なお、この基準に記載の無い事項については、道路管理者と別途協議するものとする。

2. 舗装復旧にあたっての遵守事項

工事にあたっては、道路交通法等の関係法令の他、占用許可条件並びに道路管理者の指示事項を遵守すること。

また、関係者（他の工事施行者や関係機関）と調整を図り、安全対策、近隣住民への配慮、道路状況等を踏まえるとともに、下記の点に配慮すること。

- ①道路の掘削工事は、原則として当日中に復旧可能な範囲で行うものとし、本復旧する前に交通開放する場合は、仮復旧を行うこと。ただし、仮復旧した場合は、本復旧まで毎日巡回を行い、異常があった場合は直ちに補修すること。
- ②路盤工の1層の仕上がり厚さは、下層路盤 20cm 以下、上層路盤 15cm 以下とし、材料が分離しないように敷き均して締固めること。
- ③表層工は、既設の舗装部分と平滑に擦り付け、振動が生じないようにすること。
- ④冬期間に施工する場合は、舗装合材を転圧する際の温度に注意し、適切に施工すること。

3. 舗装構成等

- ①舗装復旧時の標準的な舗装構成及び使用材料は、別図1のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、個別に指示するものとする。
- ②別図1に示す各材料のうち、アスファルト合材及び切込砕石は、再生材を使用することができる。
- ③雨水の浸透による舗装の損傷を予防するため、下記のとおり措置を講じるものとし、原状回復届を提出する際に確認できるようにすること。
 - ・N1・N2 タイプ及び打換えタイプ等：アスファルト舗装の切断面（目地部分）及び側溝等の構造物の間に成形目地材（セロシール等）を設置すること。
 - ・切削タイプ：切削を行った後、掘削によって生じた絶縁線に沿ってクラック防止シートを設置すること。

4. 舗装復旧の範囲

4-1. 舗装復旧の形状

- ①舗装復旧の形状は、別図2のとおり、平行四辺形若しくは台形とする。
- ②平行四辺形若しくは台形の斜め方向の角度は、図1のとおり、横断方向の復旧幅に対して1/4以上ずらした角度(概ね75°)に設けるものとする。ただし、歩道内の場合は、矩形とする。

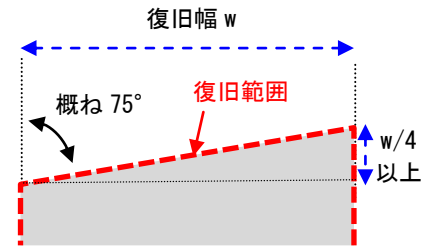


図1 復旧の形状

- ③道路縦断方向に舗装を切断する位置は、車道の舗装幅に応じて下記のとおりとする。ただし、既設舗装の絶縁線が中央線及び車線境界線とずれている場合は、絶縁線の位置とする。

- ・車線区分のある車道（舗装幅 W=5.5m 以上）は、1車線単位とする。
- ・車線区分の無い車道（舗装幅 W=5.5m 未満）は、舗装幅員の 1/2 単位とする。
- ・影響幅が車線にかからない場合は、外側線までとする等、現場状況により適宜判断する。
- ・中央に側溝がある車道は、舗装端から側溝までとする。
- ・歩道は、全断面とする。

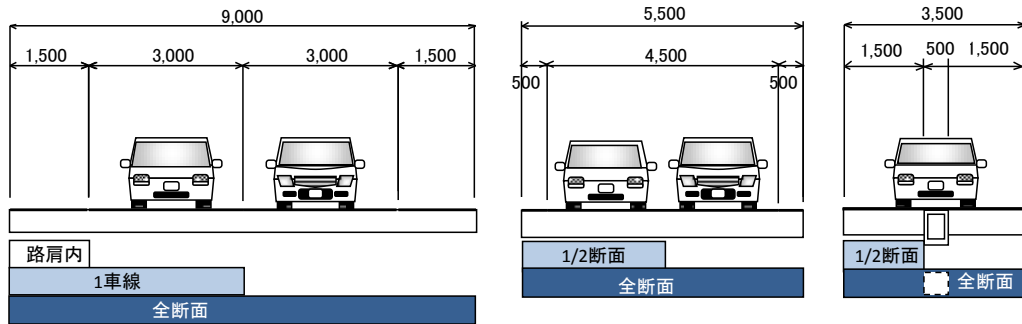


図2 復旧範囲の例

- ④表1に該当する舗装タイプの場合は、①・②の規定に代えて切削オーバーレイによって矩形で復旧することができる。

※施工は、アスファルトフィニッシャー及び搭乗式の締固め機械を使用すること。

表1 切削オーバーレイによる復旧

舗装タイプ	施工幅員 (横断方向)	施工延長 (縦断方向)
N3・N4	車線単位	8m 以上
N5	〃	10m 以上
N6	〃	10m 以上

4-2. 影響幅

影響幅は、道路法施行規則第4条の4の7の規定により、影響幅は、別図1に示す路盤厚以上とする。

ただし、図3のとおり既存絶縁線(継ぎ目)が縦断方向にあり、これが影響幅から1.2mの範囲に含まれる場合は、絶縁線を取り込んで復旧すること。クラック(ひび割れ)がある場合は、個別に指示するものとする。

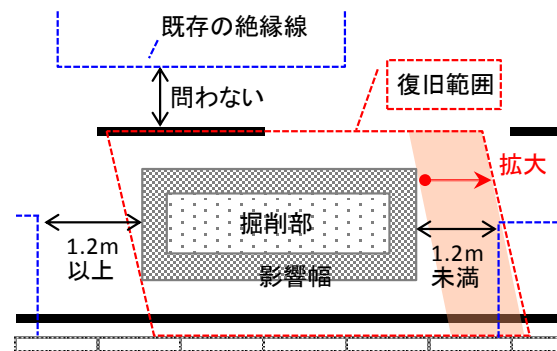


図3 既存絶縁線に係る規定